

別記様式（第9条関係）

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第 70 条第 2

項の立入検査証

写

真

(押出スタンプ割印)

職名
氏名

年 月 日生
年 月 日交付

発行者

印

裏面

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律抜粋

(報告及び検査)

第七十条 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対しその業務に関し報告をさせ、又はその職員に機構の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七十七条 第七十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

(備考) この用紙の大きさは日本産業規格B 8 とすること。